

短期入居(ショートステイ)料金

(1日当りで計算:円 H29.4)

介護度	所得段階	基本料 個室ユニット型	加算 ※①	食事費	滞在費	合計	月間利用可能日数
要支援1	1	508	75	300	820	1,703	8日/月
	2			390		1,793	
	3			650	1,310	2,543	
	4			1,380	1,970	3,933	
要支援2	1	631	85	300	820	1,836	14日/月
	2			390		1,926	
	3			650	1,310	2,676	
	4			1,380	1,970	4,066	
要介護1	1	677	122	300	820	1,919	21日/月
	2			390		2,009	
	3			650	1,310	2,759	
	4			1,380	1,970	4,149	
要介護2	1	743	127	300	820	1,990	22日/月
	2			390		2,080	
	3			650	1,310	2,830	
	4			1,380	1,970	4,220	
要介護3	1	814	133	300	820	2,067	29日/月
	2			390		2,157	
	3			650	1,310	2,907	
	4			1,380	1,970	4,297	
要介護4	1	880	139	300	820	2,139	30日/月
	2			390		2,229	
	3			650	1,310	2,979	
	4			1,380	1,970	4,369	
要介護5	1	945	144	300	820	2,209	30日/月
	2			390		2,299	
	3			650	1,310	3,049	
	4			1,380	1,970	4,439	

↑ ※収入により入居料金が区分されますのでご確認ください。

所得階層	対象者	
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員市民税非課税	配偶者が非課税 (単身100万円以下、世帯200万円以下)
第2段階	・世帯全員市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下	
第3段階	・世帯全員市民税非課税で上記第2段階以外	
第4段階	・上記、第1段階から第3段階に該当しない	

※①上記料金表加算の内訳(専門職など配置し手厚いケア体制としています。)

加算項目	負担額	備考
サービス提供強化加算Ⅰ	18円/日	介護職の6割以上が介護福祉士
夜間職員配置加算	18円/日	基準より1名以上多く配置(要介護者)
機能訓練体制加算	12円/日	
看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	12円/日	特養空床利用時は4円減額(要介護者)
介護職員処遇改善加算Ⅰ		上記の基本料と加算の合計額には、8.3%加算されています。

※その他 上記以外に利用者の状態により個別に必要な費用

加算項目	利用者負担額	備考	加算項目	負担額	備考
緊急認知症受入加算	200円/日	7日間限度	在宅中重度者受入加算	421~425円/日	訪問看護による健康管理の実施(要介護者)
若年性認知症受入加算	120円/日		個別機能訓練加算	56円/日	
医療連携強化加算	58円/日	特別な医療処置が必要な状態(要介護者)	緊急短期入所受入加算	90円/日	7日間限度(要介護者)
送迎加算(片道)	184円/回				
療養食加算	23円/日	特定疾患の食事提供	介護職員処遇改善加算Ⅰ		個別加算にも別途8.3%加算されます

☆連続30日を超えて利用される場合は、31日目以降より日額30円が減額されます。

※短期入居は1日単位の利用となりますので、午前0時を基準に利用日数が計算されます。

※月間利用可能日数は、目安として支給限度額を短期入所(送迎1回含む)のみに利用した場合の日数です。

※その他、低所得者に対する社会福祉法人減免制度等が適用になる場合がありますのでご相談ください。